

岐阜県公報

第二千三十一号
平成二十一年三月十三日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則

(危機管理課) 一七三^{ページ}

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教育財務課) 一七三

告示

岐阜県福祉人材センターの名称の変更の届出

(地域福祉国保課) 一七五

主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正

(農産園芸課) 一七五

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一七五

道路の供用開始

(道路維持課) 一七七

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 一七八

県営土地改良事業の換地処分

(農地計画課) 一七九

県営土地改良事業計画の決定

(同) 一八〇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 一八〇

土岐都市計画の図書の縦覧

(同) 一八二

正誤

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則中訂正

(法務・情報公開課) 一八三

開発行為の工事の完了中訂正

(同) 一八三

規則

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則

岐阜県広域防災センター管理規則(昭和五十七年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一月曜日、水曜日、木曜日及び土曜日

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県教育委員会

委員長 田島 一男

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「誓約書（別記第九号様式）及び」を「宣誓書（別記第九号様式）、保護者及び連帯保証人が連署した誓約書（別記第九号様式の二）並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、かつ、授業料及び入学金の納入に関する一切の責任を保護者と連帯して引き受けることができる者でなければならぬ。

第三十九条の見出しを「（身元保証人）」に改め、同条第一項中「保証人」を「当該地域内に住所を有する身元保証人」に改め、同条第二項中「保証人」を「身元保証人」に改め、「責任」の下に「授業料及び入学金の納入に関するものを除く。」を加え、同条第三項中「保証人」を「身元保証人」に改め、同条第四項中「自己又は保証人」を「身元保証人」に改める。

別記第九号様式中「職掌職」を「副職掌」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第9号様式の2（第37条関係）

誓 約 書

生徒氏名

上記の誓約書は、校印を付せらるるとともに、授業料の納入はもとより、本人に関する一切の責任を引き受けます。

保 護 者 住所

氏名

生徒との関係

上記の生徒に係る授業料及び入学金の納入に関する一切の責任を保護者と連帯して引き受けます。

連帯保証人 住所

氏名

生徒との関係

年 月 日

岐阜県立 高等学校校長氏名様

(注) 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。

別記第十号様式を次のように改める。

第10号様式 (第39条関係)

身元保証書

次のとおり身元保証人を定めましたので、岐阜県立高等学校管理規則第39条第1項の規定に基づき届け出ます。

生徒氏名
保護者氏名

印

上記の生徒在学中は、校則を守らせるとともに、本人に関する一切の責任(授業料及び入学金の納入に関するものを除く。)を引き受けます。

年月日

岐阜県立 高等学校長氏名様

住所
氏名

印

生徒との関係

「保護者の住所」及び「身元保証人の住所」
「保護者の氏名」及び「身元保証人の氏名」

附則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に改正前の岐阜県立高等学校管理規則(以下「改正前の規則」といふ。)第三十七条の規定による誓約書の提出及び改正前の規則第三十九条第一項の規定による身元保証書の届出をこころる者については、なお従前の例による。

告示

岐阜県告示第百五十八号

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第九十三条第三項の規定により、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会から岐阜県福祉人材センターの名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 変更後の名称
岐阜県福祉人材総合対策センター
- 二 変更しようとする年月日
平成二十一年四月一日
- 三 変更の理由

県内関係機関の連携及び協働の中核として、福祉人材の確保対策を総合的に推進するため。

岐阜県告示第百五十九号

主要農作物の奨励品種に関する告示(平成四年岐阜県告示第百五十五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一の表平坦地帯の項中「ひとめぼれ」の下に「ハッシモ岐阜S」を加え、同表山間高冷地帯の項中「フクヒカリ」及び「ひだみのり」を削る。

岐阜県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷栃尾字下栃尾平四六二の一、四六二の二、四六三の一、四六三の二、四六四、四六五の五、四六五の八、四六五の二三から四六五の一五まで

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部字下谷洞三三二

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬黒石字無笹島一六八一、一六八二、一六八四、一六八五、一六八六の一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬名丸字小橋平一五四六、一五五一、一五五二、一五五三の二、一五五三

の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町高牧字小切谷四四四の一、四四四の二、四四五、四四八、宮川町西忍字袖ノ平一六〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月十三日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可児土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	可士岐線	可児市今渡字大清水九〇三番 三地先から 同 市同 字後路田二九一番 一地先まで	110.0	平成 三・三 二七	平成 一七・八 二六

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月十三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月二日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 安八店

安八郡安八町大明神字宮裏一四一番一 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）七〇台

（変更後）七〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時

（変更後）午前八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三〇分～午後九時三〇分

（変更後）午前七時三〇分～午後九時三〇分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）二箇所

（変更後）四箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月十三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月二日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 安八店

安八郡安八町大明神字宮裏一四一番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ユーストア安八店

(変更後) ホームプラザナフコ 安八店
大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ユーストア 外

(変更後) 株式会社ナフコ

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月十三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月二日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー養老店

養老郡養老町高田字初花二一九二番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前十時(ただし年間三十日は午前九時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 午前九時三〇分～午後九時三〇分
(ただし年間三十日は午前八時三〇分～午後九時三〇分)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月十三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年三月二日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー養老店

養老郡養老町高田字初花二一九二番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ゲンキー養老店

(変更後)ゲンキー養老店

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業南飛騨萩原地区宮田工区の換地処分を平成二十一年三月四日にしたの

で、同法第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
小高上地区	瑞浪市役所掲示場	平成二一・三・二三から 同 四・一一三まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
郡上東部地区	郡上市役所前掲示場	平成二一・三・二三から 同 四・一一三まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
多治見市
- 二 調査を行った地域
岐阜県多治見市明和町の一部（明和町3丁目）
- 三 調査を行った期間
平成十七年度から平成十九年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県多治見市（明和町の一部）の地籍図
岐阜県多治見市（明和町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
下呂市
- 二 調査を行った地域
岐阜県下呂市野尻の一部（野尻5）
- 三 調査を行った期間

四 平成十八年度から平成二十年度
地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（野尻の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（野尻の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成十一年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市清見町三日町の一部（三日町）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（清見町三日町の一部）の地籍図
岐阜県高山市（清見町三日町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市山岡町大字馬場山田の一部（山田5・6）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（山岡町大字馬場山田の一部）の地籍図
岐阜県恵那市（山岡町大字馬場山田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

郡上市

二 調査を行った地域

岐阜県郡上市高鷲町ひるがのの一部（蛭ヶ野）

三 調査を行った期間

平成三年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県郡上市（高鷲町ひるがのの一部）の地籍図

岐阜県郡上市（高鷲町ひるがのの一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

郡上市

二 調査を行った地域

岐阜県郡上市高鷲町ひるがのの一部（蛭ヶ野）

三 調査を行った期間

平成四年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県郡上市（高鷲町ひるがのの一部）の地籍図

岐阜県郡上市（高鷲町ひるがのの一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年三月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市上之保の一部（鳥屋市）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年三月十三日

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画下水道

土岐市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市水道部下水道課

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画公園

六・四・二号 下石西山公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

正 誤

(校正誤り)

平成二十年十月十七日号外（岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（岐阜県規則第六十三号）一頁下段後から四行目中「八、〇五〇BE」は、「八、七〇〇BE」の誤り。

正 誤

(校正誤り)

平成二十一年一月二十日第二千六百号 開発行為の工事の完了四四頁の表中

瑞穂
九七
二、
び九

市只越字沖ノ平八九七番一から八番五まで、八九八番一、八九八番八九九番一から八九九番四まで及び九〇〇番一

は、

瑞穂市只越字沖ノ坪八九七番一から八九七番五まで、八九八番一、八九八番二、八九九番一から八九九番四まで及び九〇〇番一

の誤り。

平成二十一年二月十三日印刷
平成二十一年二月十三日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))